

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 197 号（諮問第 228 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 4 月 28 日

### 2 原処分

令和 4 年 6 月 9 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 8 月 29 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 10 月 18 日

### 5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書及び審査請求人に対する調査結果において、「特定年月日 A に B 警察署に相談した事実がないにも関わらず、特定年月日 A に B 警察署に相談した記録があるのはおかしく、本当はないはずであり、不存在決定をすべきである」、「不開示部分については争っていない」旨主張していることから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人

情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求のあった保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲げるとおり記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、審査請求人を告訴人とする告訴に関する記録について、特定年月日 A に B 警察署の警察職員から審査請求人が委任した弁護士に対して電話連絡を行った際、B 警察署の警察職員と審査請求人が委任した弁護士がやり取りをした内容を記録するために B 警察署が作成した文書を本件保有個人情報として特定したとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、受理日時に特定年月日 A、申出者に審査請求人の氏名、また、関係者に審査請求人が委任した弁護士の氏名が記載されていることから、審査請求人を申出者とする B 警察署に対する特定年月日 A の相談に関して、B 警察署において作成された警察安全相談等・苦情取扱票であることが認められる。

これらのことからすれば、本件保有個人情報は請求内容に合致しており、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

①私が、特定年月日 A に B 警察署に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県 B 警察署刑事課で保管するもの）

別記 2

警察安全相談等・苦情取扱票  
（特定年月日 A 受理）